		（注４）　衛星基幹放送局等の場合で、当該変更により事業計画又は事業収支見積りに重大な変更があるときに限る。
３　再免許の申請の場合	１　２　３　４　５　６　７　８　11（注１）　12（注２）　13（注２）　14　15　16　17　18（注１）　19　20　21（注１）　22（注１）　23（注１）　24（注１）　25　26　27（注１）　28（注１）　29　30（注２）　31　32　33（注１）　38（注１）	（注１）　衛星基幹放送局等の場合に限る。 （注２）　衛星基幹放送局等の場合で、基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の場合に限る。

２　１の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号を記載すること。

３　２の欄は、免許の申請を行う場合、変更の申請若しくは届出を行う場合又は再免許の申請を行う場合の区別により、該当する□にレ印を付けること。

４　３の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

５　４の欄は、次によること。

⑴　衛星基幹放送局等の場合

ア　開設、継続開設又は変更を必要とする理由（変更の場合は、変更の内容を含む。）をできる限り詳しく記載すること。

イ　基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局のうち、電気通信業務用無線局にあつては、業務開始の日（再免許の申請の場合にあつては、再免許の日）以後３年以内の日を含む毎事業年度における利用者数見込みを記載すること。ただし、記載事項の内容が現に免許を受けている電気通信業務用無線局に係る業務計画等と同一のものとなる場合又は２以上の電気通信業務用無線局を一体として一の業務計画による業務を行う場合は、これらの無線局のうち主たる無線局以外の無線局については、その旨を記載して、該当事項の記載を省略することができる。

⑵　人工衛星局及び宇宙局の場合

ア　開設、継続開設又は変更を必要とする理由（変更の場合は、変更の内容を含む。）をできる限り詳しく記載すること。

イ　再免許の申請の場合は、アに加え、免許の期間中における業務の概要を、申請前６箇月間における１日平均の通信時間又は通信回数を含めて記載すること（第16条の２第１項第６号の規定により記載を要しないこととされている無線局の場合を除く。）。

ウ　実験試験局又は実用化試験局の免許又は再免許の申請の場合は、次の事項を併せて記載すること。

(ｱ)　免許の申請の場合

実験、試験又は調査の方法及び具体的計画。ただし、申請しようとする総合通信局に既に免許の申請書が提出された実験試験局又は実用化試験局と実験、試験又は調査の方法及び具体的計画が同じであるときは、当該実験試験局又は実用化試験局の申請内容と同じである旨を記載して、その記載を省略することができる。

		（注４）　39の欄から41の欄までに変更がある場合に限る。
３　再免許の申請の場合	１　２　３　４　５　６　７　11　12　14　15　16　17　18　19　20　21　22　23　24　25　26　27　28　29　30　31　36　37　38（注１）　39（注１）　40（注１）　41（注１）	［新設］ （注１）　基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の場合に限る。

２　※印を付けた欄は、記載しないこと。

３　１の欄は、免許の申請を行う場合、変更の申請若しくは届出を行う場合又は再免許の申請を行う場合の区別により該当する□にレ印を付けること。

４　２の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

５　３の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号を記載すること。